

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日が休日には、その前日)

会見町が行う土地改良事業に係る生鹿野地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成2年3月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◇告 示

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（農村整備課）

土地改良事業の工事の完了（〃）

公有水面の埋立てに関する埋立地の用途の変更等の許可（漁港課）

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可（港湾課）

臨時教育委員会の招集（総務課）

△公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

△公 告 自衛官の募集（消防防災課）

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成2年3月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があるので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年三月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

三 埋立ての免許の年月日及び番号
昭和五十八年十一月五日 鳥取県指令受漁港第五十七号

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
平岡地区土地改 良事業共同施行	非補助事業平岡地区区画整理	平成二年二月十五日

鳥取県告示第二百九十五号

公有水面埋立法（大正十一年法律第五十七号）第十三条ノ二第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てに關し、次のとおり埋立地の用途の変更等の許可をしたので、同条第二項において準用する同法第十二条の規定により告示する。

平成二年三月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 許可の日

平成二年三月十二日

二 許可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

四 埋立区域
(+) 位置岩美郡岩美町大字大谷字東町田濱二一八二一三八一地先公有水面
区域

(+) 次の1の地点と2の地点を直線で結んだ線、2の地点と7の地点を直線で結んだ線、7の地点と7-1の地点を直線で結んだ線、7-1の地点と7-2の地点を直線で結んだ線、7-2の地点と7-3の地点を直線で結んだ線、7-3の地点と7-4の地点を直線で結んだ線、7-4の地点と8の地点を直線で結んだ線、8の地点と8-1の地点を直線で結んだ線、8-1の地点から8-4の地点までを順次に直線で結んだ線、8-4の地点と13の地点から15の地点までを順次に直線で結んだ線、15の地点から16の地点通り17の地点に至る昭和五十三年一月二十六日付鳥取県指令受河第六百九十九号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線、17の地点から20の地点までを順次に直線で結んだ線、20の地点から21の地点を通り22の地点に至る昭和五十七年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線及び22の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 納代漁港旧北防波堤灯台跡（北緯三五度三四分四九秒東経一三四度一七分三三秒）から二一四度四五分五六七・八

○メートルの地点

2の地点 1の地点から三四度三三分五〇・〇〇メートルの地点

7の地点 2の地点から一二四度三三分三五二・六〇メートルの地点
点

7-1の地点 7の地点から一一四度三九分三・九〇メートルの地点

7-2の地点 7-1の地点から一二四度三七分三〇・四〇メートルの地点

7-3の地点 7-2の地点から三四度三二分一〇三・一〇メートルの地点

7-4の地点 7-3の地点から三〇四度一四分三・九〇メートルの地点

8の地点 7-4の地点から三四度三四分一〇一・〇〇メートルの地点

8-1の地点 8の地点から三〇四度三〇分一一〇・〇〇メートルの地点

8-2の地点 8-1の地点から一一度一五分八・〇〇メートルの地点

8-3の地点 8-2の地点から一〇〇度六分一六・〇〇メートルの地点

8-4の地点 8-3の地点から九度二一分六〇・〇〇メートルの地点

13の地点 8-4の地点から一〇〇度一七分五四・五〇メートルの地点
地点

14の地点 13の地点から一〇度一七分一・〇〇メートルの地点

15の地点 14の地点から一〇〇度一七分六〇・〇〇メートルの地点

(三) 面積
172、一七五・二九平方メートル

五 埋立てにに関する工事の施工区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字網代字先網代四一〇一六地先から同町大字大谷字

中町田濱七四三までの陸地及びそれらの地先公有水面並びに蒲生川の河川水面

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びルの地点とイの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

イの地点 網代漁港旧北防波堤灯台跡(北緯三五度三四分四九秒東

経一三四度一七分三二秒)から二三五度一四分七二六・〇〇メートルの地点

ロの地点 イの地点から五度三三分三五五・〇〇メートルの地点
ハの地点 ロの地点から六六度一四分六一六・〇〇メートルの地点

16の地点 15の地点から一二〇度五〇分八五・四〇メートルの地点

17の地点 16の地点から七七度二九分八四・六〇メートルの地点

18の地点 17の地点から一〇〇度一七分七〇・〇〇メートルの地点

19の地点 18の地点から一九〇度一七分四・〇〇メートルの地点

20の地点 19の地点から一〇四度五〇分一三・三〇メートルの地点

21の地点 20の地点から一九四度二二分二一九・八〇メートルの地点

平成2年3月20日 火曜日

鳥取県公報

平成2年3月二十日

二の地点 ハの地点から八九度一四分二六〇・〇〇メートルの地点
ホの地点 ニの地点から一五五度一四分三〇〇・〇〇メートルの地
点

への地点 ホの地点から一二四度〇三分三一〇・〇〇メートルの地
点

点

トの地点 ハの地点から一〇二度三三分九八・〇〇メートルの地点
チの地点 トの地点から一九二度三三分九〇・〇〇メートルの地点

リの地点 チの地点から一八二度三三分一五六・〇〇メートルの地
点

点

ヌの地点 リの地点から一〇〇度四〇分四一七・〇〇メートルの地
点

点

ルの地点 ヌの地点から一一四度三三分三一〇・〇〇メートルの地
点

点

(3) 面積

八九六、八九五・八五平方メートル

六 埋立地の用途

漁港施設用地 約一三・八一〇ヘクタール

関連用地 約三・四〇八ヘクタール

鳥取県告示第二百九十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県
鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和六十一年二月二十六日 鳥取県指令受河第二百十七号及び受港第

六十三号

三 しゅん功認可の年月日

平成二年三月十六日

四 埋立区域

昭和六十一年二月二十六日 鳥取県指令受河第二百十七号及び受港第

六十三号による免許に係る埋立区域のうち次に掲げる区域

五 位置

その一

鳥取市港町一三番地地先の昭和五十五年一月十一日付鳥取県指令受
河第二百八十二号及び受港第六十七号の免許に係る埋立区域の西側地
先公有水面

六 区域

次の①の地点から⑫の地点までを順次に直線で結んだ線並びに⑯の
地点と①の地点とを結ぶ昭和五十五年一月十一日付鳥取県指令受河第
二百八十二号及び受港第六十七号の免許に係る埋立区域と公有水面と

の境界線（D・Lプラス〇・三九メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点

鳥取市賀露町字中の瀬地先の鳥取港灯台（北緯三五度三分二三・〇九秒東經一三四度一分一一、七二秒）から

一二四度四三分二七秒三七八・一三メートルの地点

②の地点 ①の地点から三五七度一分一六秒一八一・六九メート

ルの地点

③の地点 ②の地点から二六七度一分七・〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から三五七度一分一六秒三四・二〇メートルの地点

の地点

⑤の地点 ④の地点から七四度三六分一七・六四メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一六四度三六分八・五〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から七四度三六分〇〇秒一四五・二八メートルの地点

の地点

⑧の地点 ⑦の地点から三四四度三六分二・五〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から七四度三六分一〇・〇八メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から三四四度三六分六・〇〇メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から七四度三六分一・〇〇メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から一六四度三六分〇〇秒二八七・九四メートルの地点

(三)

面積

その一 四六、九七七・七八平方メートル

鳥取市役所

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第六号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成2年3月二十日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

一日時 平成2年3月二十二日（木）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三 議題
1 市町村（学校組合）教育委員会教育長の承認について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成11年1月1日

鳥取県公安委員会委嘱職 権 田 雅 同

平成2年3月20日 火曜日 報 告 県 取 鳥

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名	平成2年3月20日
スロットマシン	スロットマシン	豊丸産業株式会社	鳥取県知事 西 尾 国 次
ビデオパチスロットマシン	ビデオパチスロットマシン		1 採用する自衛官
スロットマシン	スロットマシン		2 募集期間
ローランダセイ	ローランダセイ		(1) 男子 平成2年4月1日から同年6月30日まで
ムーン・ウォーカー	ムーン・ウォーカー	奥村遊戯株式会社	(2) 女子 平成2年3月1日から同年5月31日まで
サンダーマーベル	サンダーマーベル		3 試験期日
フロッピーマシン	フロッピーマシン		(1) 男子 募集期間中の毎日。ただし、次に掲げる日を除く。 ア 日曜日
スター・ダブル	スター・ダブル	株式会社リード	イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
トランジョーズ遊技機	トランジョーズ遊技機	太陽電気株式会社	(2) 女子 平成2年6月8日
			4 試験場
			(1) 男子 鳥取市鍛冶町18-3
			自衛隊鳥取地方連絡部
			倉吉市山根字早見田540-1 パークビル内
			自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

7 平成2年3月20日 火曜日

職 公 告 取 順

米子市東町327 古矢ビル内

自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

(2) 女子

米子市兩三柳2603

陸上自衛隊米子駐屯地

5 採用予定月

(1) 男子 募集期間中の毎月

(2) 女子 平成2年8月

6 その他

(1) 応募資格

採用予定月の1日現在で満18歳以上25歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事項に該当しないものとする。

(2) 試験科目

- ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）
- イ 身体検査
- ウ 口述試験
- エ 適性検査